

# 地域のみなさんの暮らしを支える 民生委員・児童委員を紹介

問 福祉課社会福祉班  
☎84-1257

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなくボランティアとして活動し、任期は3年です。

また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねています。

民生委員・児童委員は、広く地域の実情に通じ、社会福祉の増進に熱意があり、民生委員法に定める要件を満たす方で、市町村ごとに設置されている民生委員推薦会での選考など、公正な手続きを経て推薦、委嘱がなされています。

民生委員・児童委員の一部は、厚生労働大臣により子どもや子育てに関する支援を専門に担当する主任児童委員に指名されています。

主任児童委員は、区域担当の民生委員・児童委員と連携しながら、子育ての支

援や児童健全育成活動などに取り組んでいます。

**民生委員・児童委員の7つのはたらき**

① 社会調査：担当区域内の住民の実態や福祉ニーズを日常的に把握します。

② 相談：地域住民が抱える課題について、相手の立場に立ち、親身になって相談にのります。

③ 情報提供：社会福祉の制度やサービスについて、その内容や情報を住民に的確に提供します。

④ 連絡通報：住民がそれぞれのニーズに応じた福祉サービスを得られるよう、関係行政機関、施設、団体等に連絡し、必要な対応を促すパイプの役割を果たします。

⑤ 調整：住民の福祉ニーズに対応し、適切なサービスの提供が得られるよう

に支援します。

⑥ 生活支援：住民が求める生活支援活動を自ら行ない、また支援体制を作っていきます。

⑦ 意見具申：活動を通じて得た問題点や改善策について取りまとめ、必要に応じて民生委員児童委員協議会を通して関係機関等に意見を提起します。

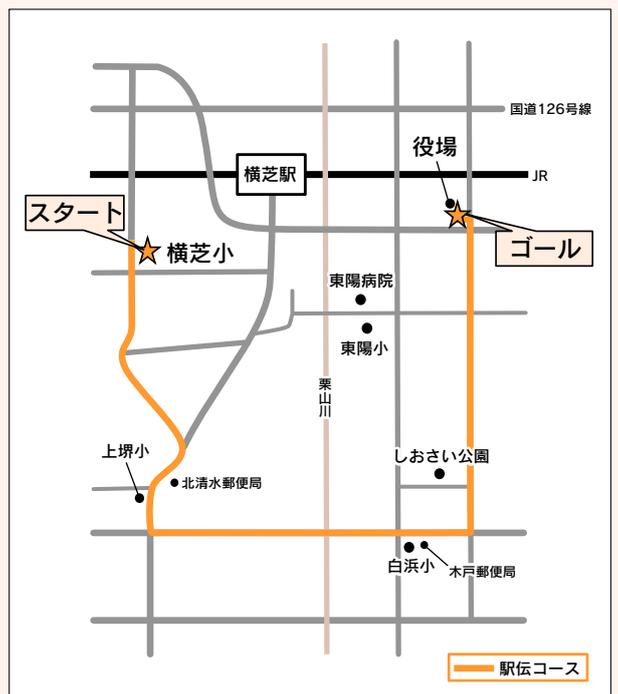
**お気軽にご相談ください**

12月1日付けで、厚生労働大臣、千葉県知事から委嘱された49人の新しい民生委員・児童委員と3人の主任児童委員が7ページのとおりに決定しました。これから、みなさんの暮らしを支援する福祉活動にご協力いただきます。

福祉に関する悩みごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

## 第14回町内駅伝大会参加チーム募集

- と き 令和2年1月26日(日) ※予備日：2月2日(日)
- 参加資格 町内在住・在勤の方
- コース 全長13.3km
- ①一般の部……5区間 ②中学男子の部……5区間  
③中学女子の部……7区間 ④小学生の部……7区間
- 申込方法 社会文化課へ参加申込書を提出
- 申込期限 令和2年1月5日(日)



問 社会文化課生涯学習班 ☎84-1358